

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) 幼稚園の学級編制の基準を引き下げること。
- (3) 学校における安全・健康に係る危機管理の課題に対応するための養護教諭や教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 非常勤講師の配置について財政支援の復活及び拡充を図ること。

- また、小学校における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。
- (8) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
 - (9) 人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発等を推進するため、加配教員の充実を図ること。
 - (10) 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。
 - (11) 小・中学校におけるいじめ防止等のため、専任のいじめ対策担当教諭の配置に対し、定数上の措置を講じること。
 - (12) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対し、財政措置を講じること。
また、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。
 - (13) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガードリーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。
 - (14) 部活動に係る教職員等の負担軽減を図る措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
また、障害種別や一人ひとりの特性とニーズに応じた教育を可能とすること。
- (3) 発達障害のある生徒の教育的ニーズに応じた進学が可能となるよう、特別支援学校の対象となる障害の種別を拡大するとともに、体制整備を図ること。
- (4) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (5) 発達に課題を抱える子どもの円滑な就学に向け、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能をもった療育支援体制を構築するための財政措置を講じること。

4. 子どものいじめ防止を推進するための啓発や見守り活動等に対し、財政措置等の

支援策を講じること。

また、学校ネットパトロール事業への支援制度を拡充するなど、子どものSNSの適正利用に向けた環境整備を行うこと。

5. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。

6. 小中一貫教育の推進について

(1) 小中一貫教育を推進するため、基礎自治体への人的支援措置を拡充するとともに、統合校整備費の国費負担金について、地域の実情に応じ、国庫補助金の算出根拠となる必要面積等の見直しを行うこと。

(2) 小中一貫校設置に向け、平成 27 年度から着工する小中一貫校建設工事においても補助が受けられるよう国庫補助制度を拡充すること。

(3) 既に小中一貫教育に取り組んできた都市自治体については、現状の教員定数のまま教育課程の変更ができるよう必要な措置を検討すること。

(4) 「義務教育教諭」の養成と免許制度について、引き続き検討すること。

7. 公立小中学校の統廃合等について

(1) 学校統合に対する保護者や児童生徒の不安を軽減し、魅力ある学校づくりに取り組むため、必要な人材の確保とともに加配期間を延長するなど、一層の支援措置を講じること。

(2) 統廃合に伴う施設整備に関する補助要件の緩和及び補助単価の見直しを図ること。

(3) 小規模校における規模の特性を活かした取組みに対して、財政支援及び人的支援の拡充を図ること。

8. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

また、スクールバス購入費に対する補助率の嵩上げ、運行経費に対する財政支援を行うこと。

さらに、補助金は補助率どおりに交付すること。

9. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備を行うこと。
10. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。
11. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、財政措置等を講じること。
また、特別支援教育就学奨励費については、超過負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。
12. 放課後子供教室に係る補助制度については、運営実態にあわせたより使いやすい制度とするとともに、補助金について申請どおり交付するよう財政措置を講じること。
13. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。
14. 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
15. 幼稚園教諭の免許更新について、教育現場における人材確保のため、更新講習の受講対象者の拡大等の必要な措置を講じること。
16. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
17. 児童生徒が充実したICT教育を受けられる環境を整備するため、十分な財政措置を早急に講じること。
18. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。

また、公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額交付すること。

19. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。

20. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度については、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

21. 意欲と能力のある学生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金の創設や奨学金の返還免除など、安心して学ぶことができる環境整備を進めること。

22. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

23. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、多様な支援策を講じること。

また、大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

24. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

25. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、医療費の支給期間を延長するとともに、制度の拡充を図ること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、十分な財源措置を講じること。

26. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。

27. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・修理等について、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、世界遺産登録を目指す文化財について、財政措置の充実を図ること。

28. 東日本大震災関係について

(1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

(2) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。